

第 27 回納本制度審議会議事録

日 時： 平成 28 年 3 月 23 日（水）午前 10 時 30 分～11 時 15 分
場 所： 国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室
出席者： 中山信弘会長、福井健策会長代理、石崎孟委員、
植村八潮委員、江上節子委員、相賀昌宏委員、斎藤誠委員、
永江朗委員、藤井武彦委員、佐々木隆一専門委員、
三瓶徹専門委員、樋口清一専門委員

- 会次第：1 代償金部会における調査審議の経過及び議決の報告
2 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
3 今後の日程について

配布資料：

- (資料 1) 第 26 回納本制度審議会議事録
 - (資料 2) 納本制度審議会委員・専門委員名簿
 - (資料 3) 第 11 回代償金部会における審議の概要について
 - (資料 4) 第 12 回代償金部会における審議の概要について
 - (資料 5) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について
 - (資料 6) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業の意義・経緯
 - (資料 7) 国立国会図書館の想定する実証実験のための技術的枠組
 - (資料 8) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業についての補足説明資料
 - (資料 9) 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）（抄）
 - (資料 10) 納本制度審議会規程（平成 9 年国立国会図書館規程第 1 号）
 - (資料 11) 納本制度審議会議事運営規則（平成 11 年 6 月 7 日納本制度審議会制定）
 - (資料 12) 国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程（平成 25 年国立国会図書館規程第 1 号）
 - (資料 13) 国立国会図書館法第 25 条の 4 第 4 項に規定する金額等に関する件（平成 25 年国立国会図書館告示第 1 号）
 - (資料 14) 国立国会図書館法第 25 条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）
 - (資料 15) 答申
- 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和 50 年国立国会図書館告示第 1 号）第 2 項第 2 号に規定する納入の一括代行事務に要する金額の見直しについて

議事録：

(開会) 定足数の確認等

会長： 定刻となりましたので、第 27 回納本制度審議会を開催いたします。委員の皆様にはお忙しいところ御出席くださいます、ありがとうございます。

本日は、15名の委員中9名の委員に御出席いただいておりますので、定足数は満たされております。また、本日は専門委員のみなさんにも御出席いただいております。

なお、傍聴の方は、メモをとることは差し支えございませんが、自由な審議を行うため、録音及び写真撮影については、御遠慮ください。

それでは初めに、事務局から配布資料の説明をお願いします。

事務局： [配布資料について説明。]

会長： 資料はお手元に全部そろっていますでしょうか。それでは進めて参ります。

会次第にはございませんが、ここで、昨年 9 月に開かれた、第 26 回納本制度審議会の議事録の取扱いについて、事務局から説明があります。

事務局： 議事録につきましては、前回出席された委員の皆様方の御確認、御了解を得た上で、議事運営規則第 16 条の規定により、既に当館ホームページで公開しております。

(会次第 1) 代償金部会の調査審議の経過及び議決について

会長： それでは、会次第の 1 に入ります。代償金部会の審議経過及び議決について、部会長から報告があります。それでは、斎藤部会長、よろしくをお願いします。

部会長： それでは、御報告いたします。

前回の納本制度審議会から今回までの間に、代償金部会が 2 回開催されました。それぞれの部会の調査審議の経過及び議決について報告いたします。

まず、昨年 9 月 4 日に開催された第 11 回代償金部会の議決について報告いたします。資料 3 を御覧ください。

第一に、私が互選により部会長に選出されました。

第二に、江上委員を部会長代理に指名いたしました。

第三に、納入代行者である一般社団法人日本出版取次協会に対する代行手数料について、3 年ごとの啓蒙・周知活動及び担当者の異動等に対応した適時適切な納入漏れ防止措置を今後も継続して行うことを

条件として、納入資料1点につき150円から170円に引き上げることが承認されました。

これは、平成23年7月29日の答申において、組織的・系統的な納入漏れ防止措置を講じた納入代行者について、代償金部会の承認があった時は、代行手数料を170円に改定することが適当であるとされていることに基づくものです。

第11回代償金部会の議決の概要は、以上です。

続いて、今年2月18日に開催された、第12回代償金部会の調査審議の経過について報告いたします。資料4を御覧ください。

この代償金部会では、昨年から今年にかけて、いったん代償金を支払った物が納入対象ではなかったことが判明し、代償金の返金に至った事案が発生したことを受けて、この事案の経緯等について事務局から報告を受け、代償金制度の課題について審議しました。

活発な議論が行われ、代償金制度の要否や上限設定の問題は中長期的課題として今後も慎重に検討を続ける必要があるが、まずは今回の事案と同様の問題が起こらないような対策を講じる必要があるという点については、概ね合意されました。

どのような対策をとるかについては、様々な御意見がありましたので、引き続き検討の必要があると考えます。

第12回代償金部会の経過の概要は、以上です。

なお、この部会で出された主な意見については、事務局から説明させます。

事務局： [資料4に基づき説明]

会長： ただ今の部会長の報告及び事務局からの説明について、何か御質問や御意見はありますか。

委員： 資料13頁4(2)①の代償金制度の必要性についての3つ目の意見にある、代償金の代わりに著作権の設定登録と紐付けをしてインセンティブとするアイデアについては、私の発言だったと記憶しています。その際は、検討・実現にはかなり時間がかかると申し上げましたが、権利関係の明確化や流通の促進に資する非金銭的インセンティブについては、積極的に検討を続けていくべきではないかと思えます。

会長： ただ今の発言は、納本制度にとどまらず、ナショナルアーカイブとも関係してくる話になると思えます。

委員： 今回の代償金の返金に至った事案は、他の国家予算の使われ方と比べて、それほど大きい話ではないように感じました。国立国会図書館のグロスの予算が大きくなればよいと思いました。

会長： 国立国会図書館のグロスの予算が増えれば言うことはないのですが、最近額は額の大小に関わらず、不正のないように、襟を正さないといけ

ません。今回の事例は、ネットでも問題になっていました。これを端緒に、より立派な制度ができればいいと思います。

委員： 小売価格の半額を支払うという代償金制度は、財産権補償として定着しています。制度を変えとなると、法制度的な検討と、諸外国との比較が必要になると思います。まず、今回のような事案が起きないよう、対策をとる必要があります。具体的な論点としては、資料 14 頁 4(2)③④で挙げられています。オンデマンド出版物の頒布をどう捉えるのか、発行すると言っているだけでいいのか、何部発行されているのかを確認した上で、納入してもらうのか、といった論点があります。また、値段がついていないものはかつて代償金部会で審議したこともあったので、再発防止のためにそのようなスキームを使って対応することも検討していくべきではないでしょうか。

委員： 今回の事案については、納本対象ではないことが明らかであったので、判断がしやすかったと思います。今後、もう少し意味のあるような内容で、廉価に作成された作品が、高額の価格をつけて納入される可能性があります。例えば、パブリックドメインの文章をコピーペーストして新たな書籍を作り、高い価格をつけて納入してくるなど、更に判断が難しい事例が起こるかもしれないので、そのような事態も念頭に置くべきでしょう。また、有償オンライン資料の納入が検討されている中で、有償オンライン資料は更に容易に発行できるので、こちらの制度設計にも影響を与えるのではないかと思います。

会長： 国会図書館としては、本の内容の価値判断はしてはいけないということで、今回の事案が起きたと思いますが、今後も難しい判断を迫られることがあると思います。

委員： 先日、放送と通信の融合というドキュメンタリーを見ましたが、情報の流通形態が変化する中で、出版を巡る状況も変わってきています。今後にも備え、諸外国の状況について調査する機関を立ち上げてみてはどうでしょうか。

事務局： 諸外国の状況につきましては、今後も調査研究を進めていきたいと思っています。

委員： オンデマンド出版の話が出ましたが、オンデマンド出版物は今後も増えると思います。電子書籍と連携したシステムに移行していくのではないのでしょうか。電子書籍として発行しているけれど、紙の本が欲しいという人に、オンデマンドサービスで提供するという形になっていくと思います。単独のオンデマンド出版物は減少していき、電子書籍サービスに組み込まれていくと考えられます。先々は、電子書籍の納入の枠組みの中でオンデマンド出版物を議論する必要が出てくるでしょう。オンデマンド出版として、独立して考える時代はそろそろ終

わるのではないかと考えています。

会長： 他に御意見はございますか。よろしいでしょうか。代償金制度の課題については、なお検討を要すべき事項が多いようです。今回いただいた御意見も踏まえ、代償金部会でさらに調査審議していただくこととしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、代償金部会において、引き続き調査審議をお願いいたします。

(会次第 2) 電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について

会長： 続いて、会次第の 2 に移ります。昨年 12 月から開始された電子書籍・電子雑誌収集実証実験事業について、事務局から説明を聞きたいと思えます。

事務局： [資料 5 に基づき説明]

会長： ただ今の件については、この審議会の前に開催されたオンライン資料の補償に関する小委員会でも議論されたということです。小委員会での議論の様子を福井小委員長から御紹介いただけますか。

小委員長： それでは御紹介します。小委員会では、委員・専門員の皆様から、様々な意見をいただきました。前提として、せっかく実証実験を行うので、コンテンツを充実させて、多くの人に利用してもらうことが重要という共通の理解がありました。そのうえで、大きく分けると次の 3 つの方策が提案されました。

一番目に、コンテンツを増やしていくために、実証実験の認知度を高めることが挙げられました。特に、ニーズが大きいと思われる学術関連のコンテンツを増やしていく必要があります。まだ作家、出版社の方を含めて、実証実験の認知度が低いので、文芸家協会などの著作者団体との共催による、シンポジウムの開催などの仕掛けが必要ではないかという意見がありました。

二番目に、権利者ニーズを把握することが挙げられました。利用者の立場からは、プリントアウトサービスや OPAC との連携など、使い勝手の良さを検討する必要があります。しかし、そのようなサービスは、権利者によって提供できる人もいれば、提供できない人もいるので、権利者ごとのニーズを把握する必要があるのではないのでしょうか。利用者だけではなく、権利者にもアンケートをとってはどうかという意見がありました。学芸書と文芸書など、コンテンツの種類が違えば、扱いを変えることも考えるべきではないのでしょうか。実証実験を通して、どの種類のコンテンツならどのような利用ができるのか、整理できるとよいと思います。

三番目は、この実証実験はどのようなビジョンを持っているのか、国立国会図書館の役割を踏まえて共有する必要があるということです。以上が主な意見となります。

- 会長： それでは、ただ今の事務局及び福井小委員長からの説明について、何か御質問や御意見はありますか。
- 委員： 資料 25 ページのアンケート意見では、「デスクトップ PC での長時間の読書はつらい」という意見がありました。電子資料の利用形態として、調査のための端緒として見る人が多いと思いますが、この方はどのような形態で利用できればいいと考えているのか、読み取れることはありますか。
- 事務局： ご指摘のように、大半の方はブラウジングで利用しているのですが、中には一時間以上利用する方もいます。長時間通読している人からは、E インクのような、目に優しいデバイスで読めるようになるとありがたい、という意見があります。今後、提供するデバイスについても考えていかなければいけないと思います。
- 会長： プリントアウトが欲しいということではないのですか。
- 事務局： その要望もございます。東京本館の来館利用者の半数近くは、資料を閲覧した上で、必要箇所を複写しています。電子書籍についても、プリントアウトの要望が寄せられています。
- 会長： 目が疲れるという問題もあると思いますが、学術関係は手元にコピーを置いておかないと、研究しづらいという面もあると思います。
- 委員： 学術書は画面を見たうえで、必要箇所をプリントアウトして持ち帰るというニーズが多いと思います。一方で、今回の実証実験では文芸、コミックといった読み物的なものが多数提供されているため、長時間の読書はつらいというような意見が出てきたのではないのでしょうか。
- 委員： アンケートには職業、年齢は書いてありますが、利用目的についてもわかりますか。
- 事務局： このアンケートでは利用目的は尋ねていないのでわかりませんが、隔年で来館利用者に行っているアンケートでは、東京本館の利用者の 6 割は調査研究目的で来館しています。電子書籍の利用者の中にも、調査研究目的で来館された方が相当数いると思われれます。アンケートの中には、個別のテーマについて調べるために来館したが、電子書籍には探していたものがなかったため、今後期待したい、という意見もありました。
- 会長： ただ、現在の提供作品は文芸、雑誌、コミックが多いので、調査研究目的で電子書籍を閲覧している利用者は少ないのではないかという気もします。
- 事務局： 今回の実証実験は、日本電子書籍出版社協会に委託しており、まず

最初に、同協会加盟社から作品提供に協力していただいたため、学術専門書が少ない状況となっております。今後、学術専門書の出版社にも御協力をお願いし、学術専門書を増やしていきたいと考えています。

会長： 他に御意見はございますか。よろしいでしょうか。この問題も極めて重要なので、引き続き実証実験事業を進めてください。

(会次第 3) 今後の日程について

会長： それでは、会次第の 3 に入ります。今後の日程についてということですが、事務局から説明してください。

収集書誌部長： 今後の日程につきまして御説明いたします。

代償金部会の調査審議の経過についてのところで御議論いただきましたとおり、代償金制度の課題について、代償金部会で引き続き御検討いただくこととなりました。審議会につきましても、代償金部会での御検討の経過を踏まえて、来年度中の適切な時期に開催したと考えております。

会長： ありがとうございます。ただ今の事務局の説明について、何か御質問はありますか。よろしいでしょうか。

予定されている議題や報告は以上で終了いたしました。何か御意見や御質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、第 27 回納本制度審議会の会次第は全て終了しましたので、これにて散会といたします。

(午前 11 時 15 分終了)

納本制度審議会委員・専門委員名簿（五十音順）
（平成 29 年 3 月 16 日現在）

会 長	なかやま のぶひろ 中山 信弘	明治大学特任教授、東京大学名誉教授
会長代理	ふくい けんさく 福井 健策	弁護士
委 員	うえむら やしお 植村 八潮	専修大学文学部教授
	えがみ せつこ 江上 節子	武蔵大学社会学部教授
	えんどう かおる 遠藤 薫	学習院大学法学部教授
	おおが まさひろ 相賀 昌宏	一般社団法人日本書籍出版協会理事長
	かどかわ つぐひこ 角川 歴彦	株式会社 KADOKAWA 取締役会長
	さいとう まこと 斎藤 誠	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	さいとう まさあき 斎藤 正明	一般社団法人日本レコード協会会長
	しかたに ふみあき 鹿谷 史明	一般社団法人日本雑誌協会理事長
	しらいし こうじろう 白石 興二郎	一般社団法人日本新聞協会会長
	ながえ あきら 永江 朗	日本文藝家協会電子書籍出版検討委員会委員長
	ねもと あきら 根本 彰	慶應義塾大学文学部教授
	のほら さわこ 野原 佐和子	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
	ひらばやし あきら 平林 彰	一般社団法人日本出版取次協会会長
専門委員	ささき りゅういち 佐々木 隆一	一般社団法人電子出版制作・流通協議会監事
	さんべい とおる 三瓶 徹	一般社団法人日本電子出版協会事務局長
	ひぐち せいいち 樋口 清一	一般社団法人日本書籍出版協会事務局長

（委員 15 名、専門委員 3 名）

平成 28 年 8 月
代 償 金 部 会 長

第 13 回代償金部会における審議の概要について

第 13 回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

平成 28 年 8 月 3 日（水）10 時から 11 時 30 分まで

2 開催場所

国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室

3 出席委員

斎藤誠委員（部会長）、江上委員（部会長代理）、相賀委員、
斉藤正明委員、鹿谷委員、根本委員、福井委員

4 調査審議の経過

（1）平成 28 年度財務省予算執行調査について、事務局から報告があった。

（2）代償金制度の課題について審議し、次のような意見が出された。

① 代償金運用の改善策について

- 運用改善策の提案は、十分検討された内容となっており、このまま進めることでよい。

② 代償金制度の中長期的課題について

- アプリケーション系ソフトウェアについて、出版者の自発的な納入に依存して僅かな点数しか受入できていない現状は、国立国会図書館の理念・目的と乖離している。国民の知る権利を保障する観点からも、国立国会図書館と発行者との関係をもう一度総合的に考える必要がある。
- 国立図書館の役割として、網羅的な収集によりナショナルビブリオグラフィを構築することがある。アプリケーション系ソフトウェアは、現在、受入点数が非常に少なく、今後の取り組み方を検討する必要がある

のではないか。

- 議論に時間を要する課題ではあるが、パッケージ系電子出版物だけでなく紙媒体の資料についても、高額な場合には限界費用の考え方を取り入れることを検討してもよいのではないか。

③ 予算執行調査結果における利用の制限への言及について

- 利用を制限することで代償金額を抑えられるという考え方が背景にあると思われるが、代償金は出版物の供出に対して補償するものであるため、直ちにそのような考え方をとることができるものではない。

(3) 事務局の示した代償金運用の改善策については、これに沿って進めることが了承された。また、アプリケーション系ソフトウェアの納入状況及び代償金率については、事務局が必要な調査を行って次回の代償金部会に報告することとされた。

平成 29 年 3 月
代償金部会長

第 14 回代償金部会における審議の概要について

第 14 回代償金部会が開催されたので、調査審議の経過を次のとおり報告する。

1 開催日時

平成 29 年 3 月 13 日（月）午後 2 時から 3 時まで

2 開催場所

国立国会図書館東京本館 3 階総務課第一会議室

3 出席委員

斎藤誠委員（部会長）、江上委員（部会長代理）、相賀委員、鹿谷委員、根本委員、福井委員

4 調査審議の経過

（1）高額少部数出版物等の収集及び代償金交付の今後の対応について、事務局から以下のとおり報告及び提案があった。

（ア）代償金交付に係る受入れの客観的数値基準として、通常の資料について 100 部、調査資料、復刻資料等について 15 部の刊行があること、オンデマンド出版物について 15 部が頒布のために作成されたことをそれぞれ定め、対外的にも当館ホームページ等で公表する。

（イ）収集書誌部に設ける納本対象審査会において、出版物の該当性及び小売価格の妥当性を厳正に審査する。十分な検証を経てもなお発行者の主張と審査結果に相違がある場合は、代償金部会に諮る。

（ウ）アプリケーション系ソフトウェアを含むパッケージ系電子出版物については、（イ）の審査フローを実施する中で、国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 24 条において、納入すべき出版物から除かれている簡易な出版物に該当するか否かについても精査を行う。

(エ) 文献等調査の結果、市場流通性が確認された小売価格に対し、現行の代償金額算定のための割合を掛けることにより補償額を算出するという手法は、出版物の生産に要する費用の実態に適合したものであると考えることができる。(イ)の審査フローを厳正に執行することにより、高額少部数出版物を含めて、代償金額の算定については適正な処理を行っていくことが可能である。

(2) 質疑応答及び審議の結果、事務局の報告及び提案が了承された。なお、代償金の返金に係る事案を受けた一連の対応について、次のような意見が出された。

- 製造費用の詳細を確認するにあたっては、できるかぎり客観的事実の裏付けを持って申告していただくことが重要である。
- 小売価格の妥当性については、販売実績等によって市場で流通しているものであることを確認することによって判断が可能であろう。
- 代償金制度として市場流通性に着目した検証が必要であることは理解するが、納本制度の目的を考えると、文化財の蓄積としての収集という視点も重要である。

電子書籍・電子雑誌収集 実証実験事業について (平成29年3月)

国立国会図書館
収集書誌部

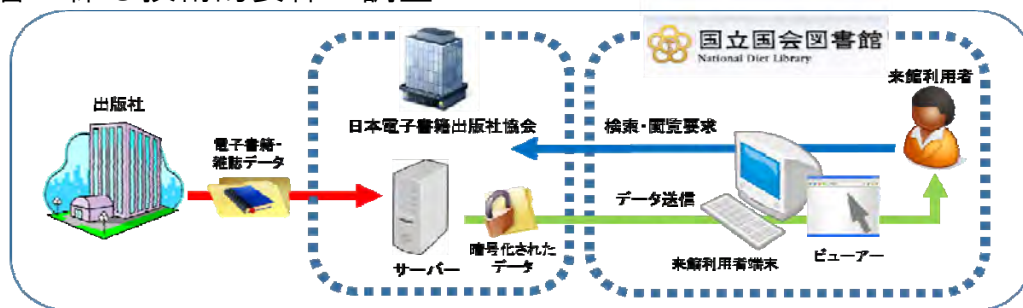


1 実証実験の概要

- ビジネス状況や技術動向を踏まえた実効性のある法制度の設計を行うことを目的として、著作者様、出版社様の御理解と御協力を得て、技術面など残る課題を着実に解決するために実証実験を実施
- 目的
 - (1) 電子書籍・電子雑誌の収集及び長期的な保管・利用の技術的検証（DRM、ファイル・フォーマット等）
 - (2) 国立国会図書館内で電子書籍・電子雑誌を閲覧に供することによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の検証や納入時の費用の調査分析（補償）
- 2段階に分けて実施、日本電子書籍出版社協会（EBPAJ）に委託、平成27年12月開始（第1段階は最長3年間）

1 実証実験の概要（第1段階）

- EBPAJが用意するサーバから国立国会図書館施設内の来館利用者端末への配信による電子書籍・電子雑誌の利用実験、電子書籍・電子雑誌の保管に係る技術的要件の調査



- システムは「電子文庫パブリ」の仕組みを実証実験用にカスタマイズ
- 利用実験での主な検証事項

電子書籍・電子雑誌の閲覧上の課題の検証、実証実験中の利用データを通じた、国立国会図書館内での利用方法、利用者ニーズ等の分析とそれによる電子書籍・電子雑誌ビジネスへの影響の評価

1 実証実験の概要（第1段階）

□ 実証実験事業第1段階会議（有識者会議）

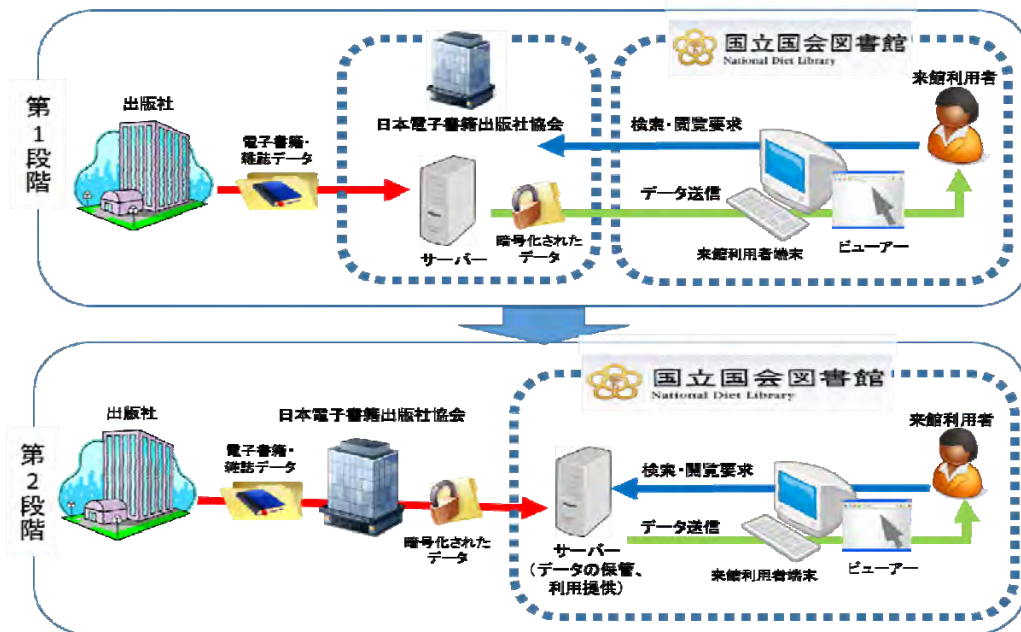
- 制度化の要件検討のために必要な電子書籍に係る動向等の調査研究、実証実験に対する助言
 - ・ 収集対象（電子書籍の作成・流通の状況、セルフパブリッシングの状況等）
 - ・ 収集方法（電子書籍ファイルの保管・管理状況、電子書籍の販売方法、電子書籍の制作・流通に係る費用等）
 - ・ 整理・組織化（電子書籍の書誌データ、識別子等）
 - ・ 保存（電子書籍の長期利用に向けた取組等）
 - ・ 利用・提供（電子書籍貸出サービスのビジネスモデル、アクセシビリティ）

□ 実証実験事業連絡会議

- 参加出版社との連絡調整、実証実験の進捗報告・フィードバック

1 実証実験の概要（第2段階）

- 収集した電子書籍・電子雑誌を国立国会図書館の管理するサーバに保管する実験と保管した電子書籍・電子雑誌を利用する実験を想定



2 実施状況

- 収集状況（平成29年2月20日現在）

コンテンツ数：3,588点

ジャンル：

フィクション、ノンフィクション、実用書、児童書、写真集、コミック、雑誌等

出版社数：37社

朝日出版社、朝日新聞出版、NHK出版、学研ホールディングス、KADOKAWA、河出書房新社、幻冬舎、講談社、光文社、CCCメディアハウス、実業之日本社、集英社、主婦の友社、小学館、祥伝社、新潮社、世界文化社、大和書房、筑摩書房、中央公論新社、東京書籍、東洋経済新報社、徳間書店、PHP研究所、扶桑社、双葉社、ぶんか社、文藝春秋、丸善出版、岩崎書店、ポット出版、ダイヤモンド社、近代文藝社、まむかいブックスギャラリー、イーブックジャパン、第一法規、ポイジャー

ファイル形式：EPUB（リフロー、固定レイアウト）PDF

2 実施状況

□ 閲覧アプリ配信端末数

約670台

□ 端末設置場所

東京本館、関西館及び国際子ども図書館

□ 端末種別

一般利用者用のKSS端末

カウンター職員用端末

(端末は専用端末ではなく、OPACをはじめ各種のDBも利用可能)

※ 平成28年11月末から平成29年1月にかけて、館内の利用者用端末の入替えを行った。それに伴い、施設ごとに3週間から1ヵ月弱、実証実験の利用提供を中止した期間が発生した。

2 実施状況

□ 利用画面

利用者端末のトップメニュー

データベース一覧

①

②



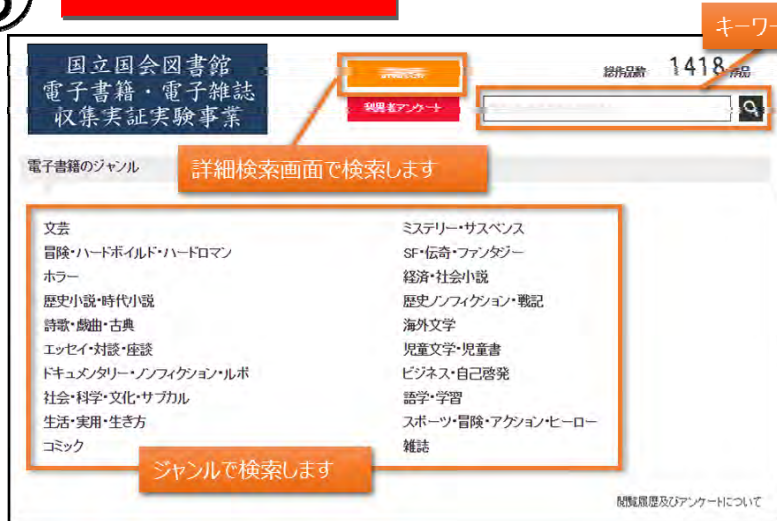
実証実験のページへ遷移

2 実施状況

□ 実証実験のトップページ

③

作品を検索します



- ジャンルは、「電子文庫パブリ」のジャンルをベースとし、これに「雑誌」を追加したほか、「コミック」を集約するなどの調整を行っている。
- 検索項目は、「電書協・デジコミ協共通書誌情報 ver. 2.0」を包含。

2 実施状況

□ 検索結果一覧及び詳細画面

④



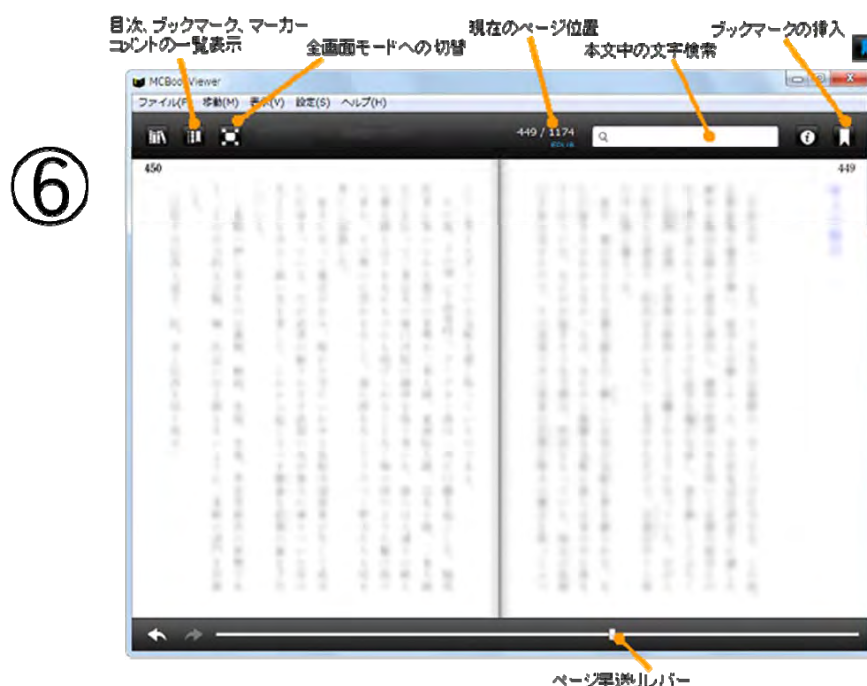
⑤



- 閲覧のみ
- 閲覧の都度ダウンロードし、閲覧終了後に消去
- 複写機能なし
- 同時アクセス制御

2 実施状況

□ 閲覧ビューア画面



3 利用状況（ログ分析）

(1) 閲覧回数の月別推移

①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）

	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
東京本館	213	126	110	154	82	171	167	145	136	111	1,415
関西館	34	34	36	53	11	24	12	4	5	9	222
計	247	160	146	207	93	195	179	149	141	120	1,637

②平成28年9月23日～12月31日（671台）

	9月	10月	11月	12月	合計
東京本館	140	228	286	215	869
関西館	31	37	24	25	117
子ども図書館	3	0	0	0	3
計	174	265	310	240	989

3 利用状況（ログ分析）

(3) コンテンツ毎の閲覧回数（上位）

①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）

順番	タイトル	ジャンル	回数
1	ウロボロス—警察ヲ裁クハ我ニアリ— 1巻	コミック	27
2	BTOOOM! 1巻	コミック	22
3	静かなるドン(1)	コミック	21
4	「おつかれさま」を英語で言いたくないですか？	文芸	18
5	東京 五つ星の甘味処	雑誌	15
6	FEEL YOUNG 2015年1月号【期間限定】	雑誌	14
7	【カラー版】アヘン王国潜入記	エッセイ・対談・座談	13
8	三国志(一)	歴史小説・時代小説	12
9	三国志(四)	歴史小説・時代小説	12
10	芥川賞全集 第一巻	文芸	11
11	GoodsPress2015年11月号	雑誌	11
12	アダルト系	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	11
13	アザラシの赤ちゃん	文芸	10
14	三国志(二)	歴史小説・時代小説	10
15	潮目 フシギな震災資料館	写真集	10
16	LANDSCAPE DESIGN 境を割る	写真集	10
17	あの戦争と日本人	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	9
18	AFRICA	写真集	9
19	こちら凡人組 1	コミック	8
20	日本のいちばん長い日(決定版) 運命の八月十日	ドキュメンタリー・ノンフィクション・ルポ	8

3 利用状況（ログ分析）

(3) コンテンツ毎の閲覧回数（上位）

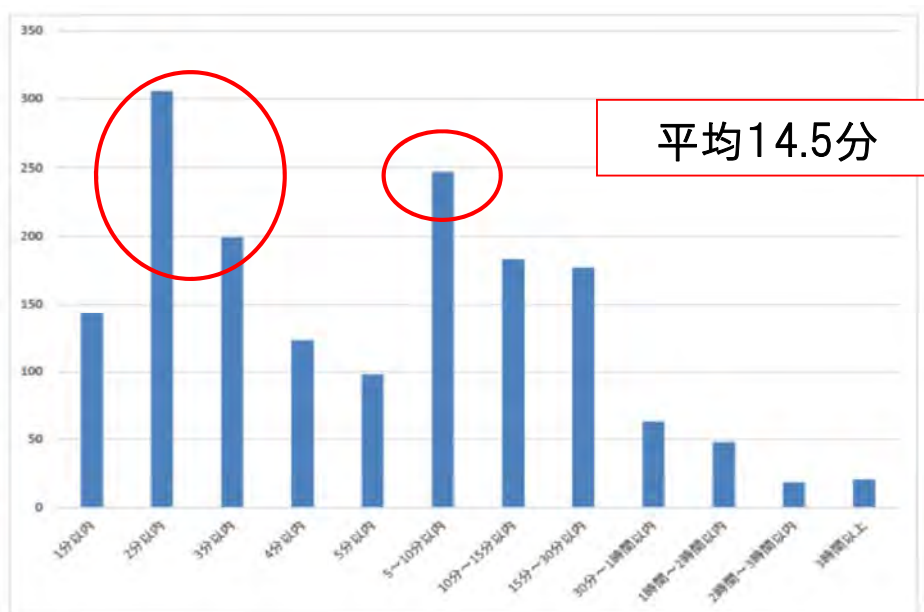
②平成28年9月23日～12月31日（691台）

順番	タイトル	ジャンル	回数
1	AFRICA	写真集	16
2	学研まんが日本の歴史1 日本のあけぼの	コミック	15
3	BTOOOM! 1巻	コミック	15
4	かりあげクン 1	コミック	12
5	LANDSCAPE DESIGN 境を割る	写真集	12
6	アイゼンフリューゲル	ライトノベル	11
7	青春を山に賭けて	エッセイ・対談・座談	11
8	怪しいシンパッド	エッセイ・対談・座談	11
9	経営者のための企業広報	語学・学習	9
10	潮目 フシギな震災資料館	写真集	9
11	【カラー版】アヘン王国潜入記	エッセイ・対談・座談	9
12	【カラー版】ミャンマーの柳生一族	エッセイ・対談・座談	8
13	【カラー版】辺境中毒!	エッセイ・対談・座談	8
14	サイエンス食生活考	社会・科学・文化・サブカル	8
15	いま、会いにゆきます	文芸	7
16	イヴの時間 another act	ライトノベル	7
17	【カラー版】巨流アマゾンを巡れ	エッセイ・対談・座談	7
18	カラー版 図解 9割の病気は自分で治せる	生活・実用・生き方	7
19	BTOOOM! 5巻	コミック	6
20	学習まんが 少年少女日本の歴史1 日本の歴史	趣味・ミタリ	6

3 利用状況（ログ分析）

（4）コンテンツ閲覧時間

①平成27年12月1日～平成28年9月30日（20台）



3 利用状況（ログ分析）

（4）コンテンツ閲覧時間

②平成28年9月23日～12月31日（691台）



4 利用状況（アンケート集計）

□ 利用者アンケート集計結果

集計期間：平成27年12月1日～平成28年12月31日

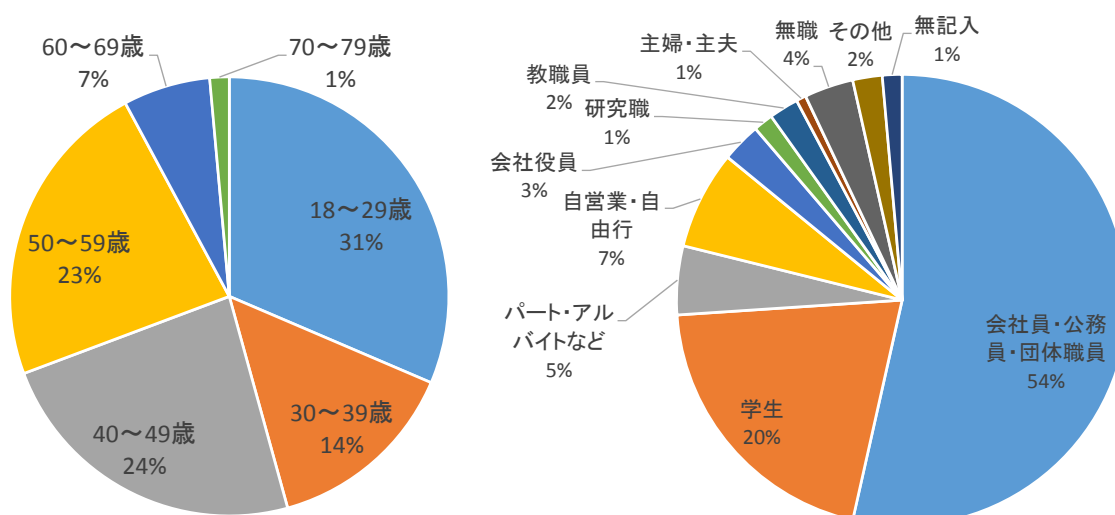
集計数：142人（ウェブ111人、紙31人）

項目数：17問

- Q1 あなたの年齢をお答えください
- Q2 あなたの職業をお答えください
- Q3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍作品の検索方法
- Q3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューア全般の読みやすさ
- Q3.3.1 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能 - 文字サイズの変更機能
- Q3.3.2 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能 - 書体(フォント)の変更機能
- Q3.3.3 電子書籍の館内閲覧について評価してください - 電子書籍閲覧ビューアの機能 - 本文内のテキスト検索
- Q4 館内での電子書籍閲覧をどのくらい利用しましたか？
- Q5 今回の来館で閲覧した電子書籍の冊数を教えてください
- Q6 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください
- Q6.1 館内での電子書籍閲覧において、あった方が良い機能をお答えください - 「その他」の回答
- Q7 電子書籍を読んだことがありますか？
- Q8 電子書籍の読書頻度をお答えください
- Q9 電子書籍を購入したことはありますか？
- Q10 電子書籍に興味を持ちましたか？
- Q10.1 電子書籍に興味を持ちましたか？ - 「その他」の回答
- Q11 国立国会図書館内の電子書籍閲覧における、ご意見・ご感想をお聞かせください

4 利用状況（アンケート集計）

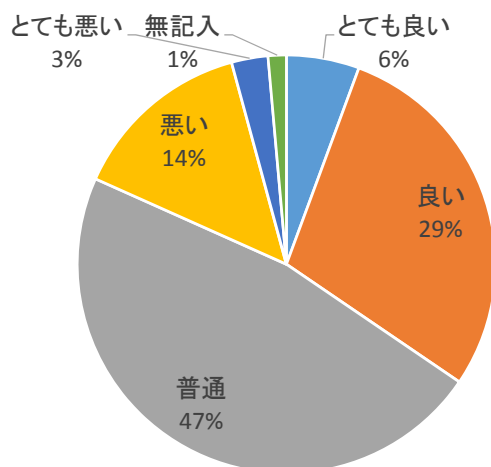
(1) 属性（年齢・職業）



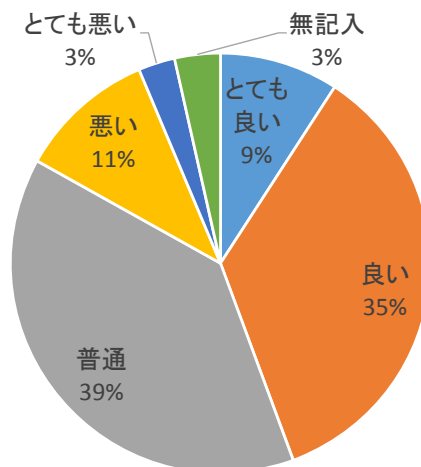
4 利用状況（アンケート集計）

(2) 機能評価（とてもよい、よい、普通、悪い、とても悪い）

検索方法



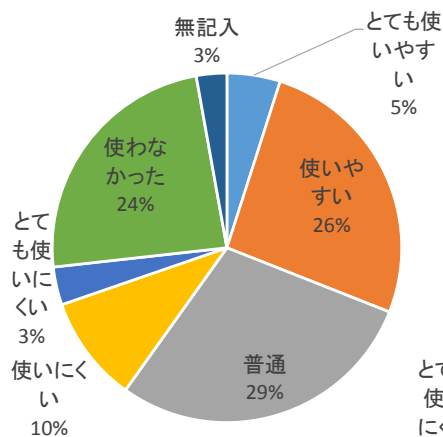
ビューア全般の読みやすさ



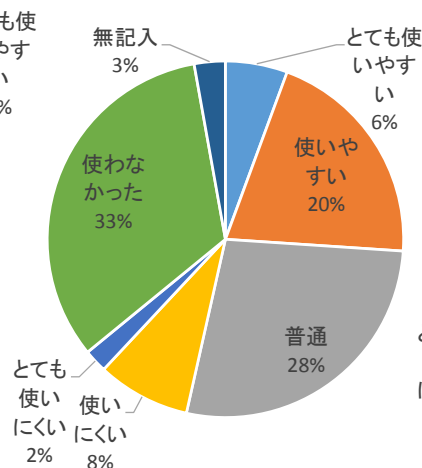
4 利用状況（アンケート集計）

(3) 閲覧ビューアの機能評価（とても使いやすい、使いやすい、普通、使いにくい、とても使いにくい、使わなかった）

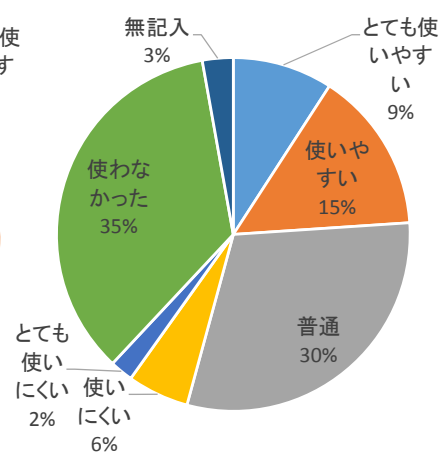
文字サイズ変更



書体変更

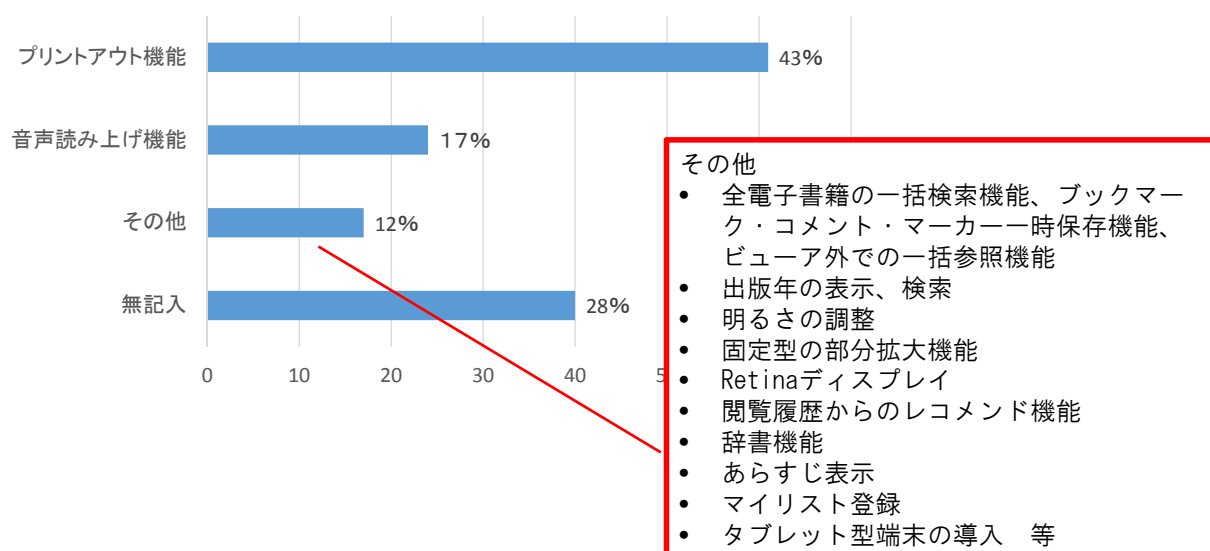


本文内テキスト検索



4 利用状況（アンケート集計）

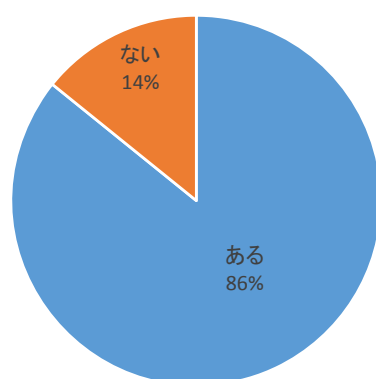
（4）欲しい機能（複数回答）



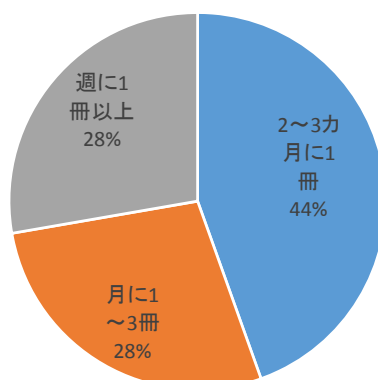
4 利用状況（アンケート集計）

（5）電子書籍の読書経験・頻度

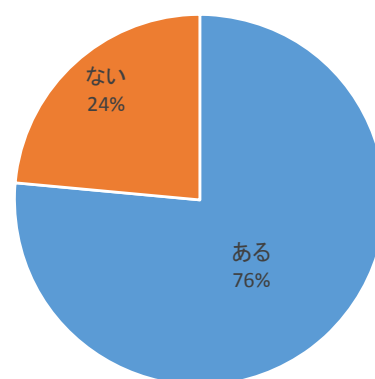
読んだ経験の有無



読書頻度



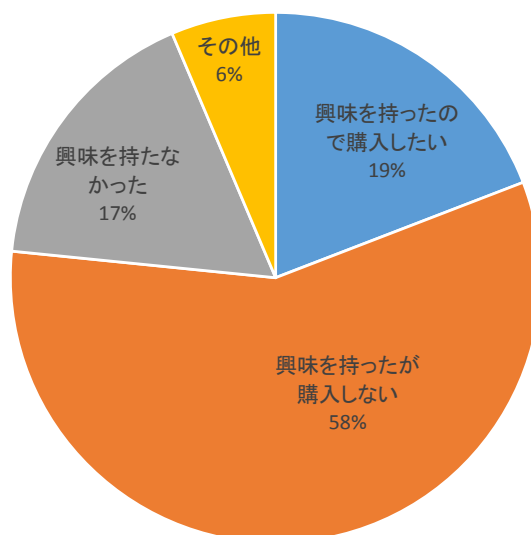
購入経験の有無



4 利用状況（アンケート集計）

（6）電子書籍への興味

（読んだり購入したことがない回答者が対象）



4 利用状況（アンケート集計）

（7）主な意見・感想

使いやすさ、機能	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ビューアは読みやすい。クオリティが高い。（複数）<input type="checkbox"/> ダウンロード時間を短縮してほしい。（複数） ダウンロードに何分かかるか事前に知りたい。<input type="checkbox"/> 検索結果に表紙の書影があり、とてもわかりやすい。<input type="checkbox"/> ジャンル分けがわかりにくい。<input type="checkbox"/> 将来的にはしっかりとした検索機能がほしい。<input type="checkbox"/> 文字拡大、フォント変換など便利な機能に気付かなかった。（複数）<input type="checkbox"/> 電子書籍の特徴を知らない人向けにわかりやすい画面にするのがよい。<input type="checkbox"/> テキスト検索が使いにくい。選択すると検索結果が消えてしまう。<input type="checkbox"/> 文字サイズが小さい。<input type="checkbox"/> 検索精度が低い。<input type="checkbox"/> 電子書籍は閲覧申込みをせず、すぐに読めるところがよい。
端末	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> デスクトップPCの液晶モニターでの長時間の読書はつらい。画面の位置が高い。（複数）<input type="checkbox"/> デスクトップPCの台数不足が心配。（複数）<input type="checkbox"/> タブレット端末等での利用を考えてほしい。（複数）<input type="checkbox"/> 縦型画面の端末を増やしてほしい。<input type="checkbox"/> タッチパネル型でクリック音がしないような端末が望ましい。

4 利用状況（アンケート集計）

（7） 主な意見・感想

コンテンツ	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> ジャンルを含めて興味がある本がそろっている気がする。<input type="checkbox"/> コンテンツ数が少なく、判断しづらい。目的のものが見つからない。充実を期待する。（複数）<input type="checkbox"/> 何が読めるのかがわからない。リストがあれば便利。（複数）<input type="checkbox"/> 電子版のみの書籍の保存は特に重要で、国立国会図書館が十分な役割を果たすべき。（複数）<input type="checkbox"/> 個人出版物も収集してほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 個人情報と履歴が結びつくのではないかと不安感がある。

電子書籍・電子雑誌収集実証実験第 2 段階における枠組み（案）

【第 2 段階の要件】

- ① 電子取次を介して出版社から収集した電子書籍（電子雑誌を含む。以下同じ。）を、国立国会図書館（以下「館」という。）の管理するサーバに保管する。
- ② ①で保管した電子書籍の利用提供を行う。
- ③ 最大で出版社 100 社から、資料 10,000 点程度を収集する。

1 収集

- 収集対象は、市場で流通・配信されているものとし、以下の 2（メタデータ）から 4（利用）までが実現できるものであることとする。
- 実証実験受託者を納入代行機関に指定し、当該機関を経由して収集する。出版社は、納入代行機関との契約により、納入を代行させる。
- 館が指定する方式で実証実験受託者が DRM をかけた電子書籍を収集する。
- 館が指定する方式による DRM の在り方については、館と実証実験受託者の間であらかじめ合意しておく。

2 メタデータ

- 電子取次から送付される段階のメタデータについては、館にとって必要最低限の項目を満たしていることとする。必須項目については現在検討中であるが、出版界での標準化の動きや既存業務フロー、国際的なメタデータ標準化の動き等を考慮する。また、必須項目の在り方については、データを取り込む館のシステムの仕様と合わせて検討する必要がある。
- 制度化に当たっては、館がメタデータを作成した電子書籍の受入日について、記事証明等を行うことを想定する。その前提条件となるメタデータの整備が必要となる。

3 保管

- 収集した電子書籍を館の管理するサーバに保管する。長期にわたって電子書籍を保管するために、災害対策、内部からのデータ流出対策、外部からの不法アクセス対策等の観点から課題を解決する必要がある。

4 利用

- 館の施設内に設置した端末での閲覧に限定する。同時閲覧制御を行う。
- 閲覧のためのビューアは、館が指定するものとする。
- プリントアウト提供の可能性については、引き続き検討を行う。

電子書籍・電子雑誌収集実証実験第 2 段階における枠組みに対する主な意見

【取次について】

- ・ 電子書籍等の収集に当たっての電子取次の想定。
- ・ 取次を介さず直接配信されるもの、配信サイトに直接納入されるものについての対応。
- ・ 出版社が納入代行機関と契約し、納入を代行させるとのことだが、当初は国立国会図書館（以下「館」という。）が参加出版者と契約するという想定ではなかったか。

【長期保存上の課題（DRM、ファイルフォーマット等）について】

- ・ 館が指定する DRM をかける、又は館が DRM の制御権を有するということは、出版社側にとってはローデータを提供し、館に利活用を委ねることに等しい。出版界の懸念を払拭するために、館は、技術、制度、手続上の課題を整理する必要がある。
- ・ 館におけるデータ管理の運用方法については、出版界にも開示することが必要。
- ・ DRM について、収集経路での話なのか、閲覧の場合の話なのか、整理が必要。
- ・ DRM の問題を含めて、館内での利用提供に限るということを、實際上出版界が納得できるかということに尽きる。

【電子書籍ビジネスへの影響について】

- ・ 紙の本と異なり、電子書籍等はデジタルデータなので無限にコピーが可能である。
- ・ 収集した電子書籍等の館による利活用については、民業を圧迫することのないよう、十分な配慮が必要。

【利用提供の在り方について】

- ・ 第 2 段階における利用提供の在り方については再考する必要があるのではないか。館による電子書籍等の収集は国の機関の行うべきこととして必要だが、民間事業者がコンテンツを提供している間は、館が提供する必要はないのではないか。
- ・ 閲覧と保存を分けて運用するという可能性を検討するべきではないか。

国立国会図書館法（抄）

（昭和二十三年二月九日法律第五号）

改正	昭和二十四年 六月 六日法律第九十四号	昭和三十年 一月二十八日同 第三号	平成 六年 七月 一日同 第八十二号	同 十一年 四月 七日同 第三十一号	同 十二年 四月 七日同 第三十七号	同 十四年 三月三十一日同 第六号	同 十六年十二月 一日同 第四百四十五号	同 十七年 四月 十三日同 第二十七号	同 十七年 七月 六日同 八十二号	同 十七年 十月二十一日同 百二号	同 十九年 三月三十一日同 十号	同 十九年 三月三十一日同 十六号	同 十九年 六月 六日同 七十六号	同 十九年 六月 十三日同 八十二号	同 十九年 六月二十七日同 百号	同 二十年 四月二十五日同 二十号	同 二十一年 三月三十一日同 十号	同 二十一年 七月 十日同 七十三号	同 二十三年 五月 二日同 三十九号	同 二十四年 六月二十二日同 三十二号	同 二十六年 五月二十一日同 四十号	同 二十八年 五月 十八日同 四十号	同 二十八年十一月二十八日同 八十九号
----	---------------------	-------------------	--------------------	--------------------	--------------------	-------------------	----------------------	---------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	--------------------	------------------	-------------------	-------------------	--------------------	--------------------	---------------------	--------------------	--------------------	---------------------

国会議員の職務の遂行に資するとともに、行政及び司法の各部門に対し、更に日本国民に対し、この法律に規定する図書館奉仕を提供することを目的とする。

（略）

第八章 一般公衆及び公立その他の図書館に対する奉仕

第二十一条 国立国会図書館の図書館奉仕は、直接に又は公立その他の図書館を経由して、両議院、委員会及び議員並びに行政及び司法の各部門からの要求を妨げない限り、日本国民がこれを最大限に享受することができるようにしなければならない。この目的のために、館長は次の権能を有する。

- 一 館長の定めるところにより、国立国会図書館の収集資料及びインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて閲覧の提供を受けた図書館資料と同等の内容を有する情報を、国立国会図書館の建物内で若しくは図書館相互間の貸出で、又は複写若しくは展示によつて、一般公衆の使用及び研究の用に供する。かつ、時宜に応じて図書館奉仕の改善上必要と認めるその他の奉仕を提供する。

（略）

第十章 国、地方公共団体、独立行政法人等による出版物の

納入

第二十四条 国の諸機関により又は国の諸機関のため、次の各号のいずれかに該当する出版物（機密扱いのもの及び書式、ひな形そ

第一章 設立及び目的

（略）

第二条 国立国会図書館は、図書及びその他の図書館資料を蒐集し、

の他簡易なものを除く。以下同じ。)が発行されたときは、当該機関は、公用又は外国政府出版物との交換その他の国際的交換の用に供するために、館長の定めるところにより、三十部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。

- 一 図書
 - 二 小冊子
 - 三 逐次刊行物
 - 四 楽譜
 - 五 地図
 - 六 映画フィルム
 - 七 前各号に掲げるもののほか、印刷その他の方法により複製した文書又は図画
 - 八 蓄音機用レコード
 - 九 電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により文字、映像、音又はプログラムを記録した物
- ② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、五部以下の部数を直ちに国立国会図書館に納入しなければならない。
- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人

二 国立大学法人法(平成十五年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人

三 特殊法人等(法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。以下同じ。)のうち、別表第一に掲げるもの

③ 前二項の規定は、前二項に規定する出版物の再版についてもこれを適用する。ただし、その再版の内容が初版又は前版の内容に比し増減又は変更がなく、かつ、その初版又は前版がこの法律の規定により前に納入されている場合においては、この限りでない。

第二十四条の二 地方公共団体の諸機関により又は地方公共団体の諸機関のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該機関は、同項に規定する目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。)(これらに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(の機関にあつては五部以下の部数を、町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)(の機関にあつては三部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

② 次に掲げる法人により又はこれらの法人のため、前条第一項に規定する出版物が発行されたときは、当該法人は、同項に規定す

る目的のため、館長の定めるところにより、都道府県又は市が設立した法人その他の都道府県又は市の諸機関に準ずる法人にあつては四部以下の部数を、町村が設立した法人その他の町村の諸機関に準ずる法人にあつては二部以下の部数を、直ちに国立国会図書館に納入するものとする。

一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四条第一項に規定する港務局

二 地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）第一条に規定する地方住宅供給公社

三 地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第一条に規定する地方道路公社

四 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十条第一項に規定する土地開発公社

五 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人

六 特殊法人等のうち、別表第二に掲げるもの

③ 前条第三項の規定は、前二項の場合に準用する。

第十一章 その他の者による出版物の納入

第二十五条 前二条に規定する者以外の者は、第二十四条第一項に規定する出版物を発行したときは、前二条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、発行の日から三十日以内に、最良版の完全なものの一部を国立国会図書館に納

入しなければならない。但し、発行者がその出版物を国立国会図書館に寄贈若しくは遺贈したとき、又は館長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

② 第二十四条第三項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「納入」とあるのは「納入又は寄贈若しくは遺贈」と読み替えるものとする。

③ 第一項の規定により出版物を納入した者に対しては、館長は、その定めるところにより、当該出版物の出版及び納入に通常要すべき費用に相当する金額を、その代償金として交付する。

第二十五条の二 発行者が正当の理由がなくて前条第一項の規定による出版物の納入をしなかつたときは、その出版物の小売価額（小売価額のないときはこれに相当する金額）の五倍に相当する金額以下の過料に処する。

② 発行者が法人であるときは、前項の過料は、その代表者に対し科する。

第十一章の二 国、地方公共団体、独立行政法人等のインタ

ーネット資料の記録

第二十五条の三 館長は、公用に供するため、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、

映像、音又はプログラムであつて、インターネットを通じて公衆に利用可能とされたものをいう。以下同じ。）を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することにより収集することができる。

② 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者は、自らが公衆に利用可能とし、又は自らがインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされているインターネット資料（その性質及び公衆に利用可能とされた目的にかんがみ、前項の目的の達成に支障がないと認められるものとして館長の定めるものを除く。次項において同じ。）について、館長の定めるところにより、館長が前項の記録を適切に行うために必要な手段を講じなければならない。

③ 館長は、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者に対し、当該者が公衆に利用可能とし、又は当該者がインターネットを通じて提供する役務により公衆に利用可能とされたインターネット資料のうち、第一項の目的を達成するため特に必要があるものとして館長が定めるものに該当するものについて、国立国会図書館に提供できるよう求めることができる。この場合において、当該者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第十一章の三 オンライン資料の記録

第二十五条の四 第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外

の者は、オンライン資料（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法により記録された文字、映像、音又はプログラムであつて、インターネットその他の送信手段により公衆に利用可能とされ、又は送信されるものうち、図書又は逐次刊行物（機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なものを除く。）に相当するものとして館長が定めるものをいう。以下同じ。）を公衆に利用可能とし、又は送信したときは、前条の規定に該当する場合を除いて、文化財の蓄積及びその利用に資するため、館長の定めるところにより、当該オンライン資料を国立国会図書館に提供しなければならない。

② 前項の規定は、次の各号に掲げる場合には、適用しない。

一 館長が、第二十四条及び第二十四条の二に規定する者以外の者から、当該者が公衆に利用可能とし、又は送信したオンライン資料を、前項の規定による提供を経ずに、館長が国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することを求める旨の申出を受け、かつ、これを承認した場合

二 オンライン資料の内容がこの条の規定により前に収集されたオンライン資料の内容に比し増減又は変更がない場合

三 オンライン資料の性質及び公衆に利用可能とされ、又は送信された目的に鑑み前項の目的の達成に支障がないと館長が認められた場合

四 その他館長が特別の事由があると認めた場合

③ 館長は、第一項の規定による提供又は前項第一号の承認に係るオンライン資料を国立国会図書館の使用に係る記録媒体に記録することに より収集することができる。

④ 第一項の規定によりオンライン資料を提供した者（以下この項において「提供者」という。）に対しては、館長は、その定めるところにより、同項の規定による提供に関し通常要すべき費用に相当する金額を交付する。ただし、提供者からその交付を要しない旨の意思の表明があつた場合は、この限りでない。

(略)

附 則（平成十二年四月七日法律第三十七号）抄

(略)

2 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、当分の間、館長の定めるところにより、同条から第二十五条までの規定にかかわらず、その納入を免ずることができる。

(略)

附 則（平成十六年十二月一日法律第四百十五号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。「以下略」

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に発行された出版物の納入については、

なお従前の例による。

(略)

附 則（平成十七年七月六日法律第八十二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

附 則（平成十七年十月二十一日法律第百二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。「以下略」

下略」

(施行の日)平成十九年十月一日)

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十号）

1 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。「以下略」

2 この法律の施行前に国立国会図書館が寄贈又は遺贈を受けた出版物に係るこの法律による改正前の国立国会図書館法第二十五条第四項に規定する全日本出版物の目録であつて出版されたものの送付については、なお従前の例による。

附 則（平成十九年三月三十一日法律第十六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、

次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条、附則第四条第一項及び第五項、附則第五条から第十

二条まで並びに附則第十三条第二項から第四項までの規定

平成十九年十月一日

二 「略」

附 則（平成十九年六月六日法律第七十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十年一月一日

附 則（平成十九年六月十三日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条並びに附則第七条、第八条、第十六条、第二十一条から第二十四条まで、第二十九条、第三十一条、第三十三条、第三十五条及び第三十七条の規定 平成二十年一月三十一日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成十九年十月一日

- 二 第四条並びに附則第十四条、第十五条、第十七条、第二十五条から第二十八条まで、第三十条、第三十二条、第三十四条、第三十六条及び第三十八条の規定 平成二十年四月三十日までの間において政令で定める日

（政令で定める日）平成二十年四月一日

附 則（平成十九年六月二十七日法律第百号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。

（政令で定める日）平成十九年八月十日

（旧法の効力）

第二条 この法律による廃止前の総合研究開発機構法（以下「旧法」という。）の規定による総合研究開発機構であつてこの法律の施行の際現に存するもの（以下「機構」という。）については、旧法（第三条、第四条第二項から第六項まで及び第二章の規定を除く。以下同じ。）の規定は、この法律の施行の日から機構が解散をする場合にあつてはその清算結了の登記の時、次条に規定する組織変更をする場合にあつてはその組織変更の効力が生ずる時までの間（以下「旧法適用期間」という。）は、なおその効力を有する。

（国立国会図書館法等の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 附則第三十一条及び附則第三十二条の規定による改正前の次に掲げる法律の規定は、旧法適用期間中は、なおその効力を有する。

- 一 国立国会図書館法別表第一総合研究開発機構の項

二〇八 「略」

附 則（平成二十年四月二十五日法律第二十号）

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日から、別表第二の改正規

定は公布の日から施行する。

(施行の日) 平成二十二年一月一日)

附 則 (平成二十一年三月三十一日法律第十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七条から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令で定める日) 平成二十一年六月一日)

附 則 (平成二十一年七月十日法律第七十三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法第二十五条の第三項の規定は、この法律の施行の際現に公衆に利用可能とされている同条第一項のインターネット資料及びこの法律の施行後に公衆に利用可能とされた同項のインターネット資料について適用する。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三十九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二條から第五十一條までの

規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年六月二十二日法律第三十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十五年七月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、公布の日から施行する。

(提供の免除)

第二条 この法律による改正後の国立国会図書館法(次条において「新法」という。)第二十五条の四第一項に規定するオンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び技術的制限手段(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法によりオンライン資料の閲覧又は記録を制限する手段であつて、オンライン資料の閲覧若しくは記録のために用いられる機器(以下「閲覧等機器」という。)が特定の反応をする信号をオンライン資料とともに記録媒体に記録し、若しくは送信する方式又は閲覧等機器が特定の変換を必要とするようオンライン資料を変換して記録媒体に記録し、若しくは送信する方式によるものをいう。)が付されているものについては、当分の間、館長の定めるところにより、同項の規定にかかわらず、その提供を免れることができる。

(経過措置)

第三条 新法第二十五条の四第一項の規定は、この法律の施行後に公衆に利用可能とされ、又は送信された同項に規定するオンライ

ン資料について適用する。

附 則（平成二十六年五月二十一日法律第四十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行する。「以下略」

（政令で定める日）平成二十六年八月十八日

別表第一（第二十四条関係）

名称	根拠法
沖縄振興開発金融公庫	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）
外国人技能実習機構	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）
株式会社国際協力銀行	株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）
株式会社日本政策金融公庫	株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）
使用済燃料再処理機構	原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律（平成十七年法律第四十八号）
日本銀行	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）
日本司法支援センター	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）
日本私立学校振興・共済事業団	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）
日本中央競馬会	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）
日本年金機構	日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）
農水産業協同組合貯金保険機構	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）
預金保険機構	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）

別表第二（第二十四条の二関係）

名称	根拠法
地方競馬全国協会	競馬法（昭和二十三年法律第百五十八号）
地方公共団体金融機構	地方公共団体金融機構法（平成十九年法律第六十四号）
日本下水道事業団	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）

（注）第十八条及び第三十条の条文中の「々」は、二の字点を置き換えたものである。

納本制度審議会規程

(平成九年一月二十二日国立国会図書館規程第一号)

改正 平成 十一年 四月 一日国立国会図書館規程第二号

同 二十年 四月 一日同 第二号

同 二十五年 五月 三十日同 第一号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第十章及び第十一章に規定する出版物の納入に関する制度、法第十一章の二に規定するインターネット資料の記録に関する制度並びに法第十一章の三に規定するオンライン資料の記録に関する制度(以下「納本制度等」という。)の改善及びその適正な運用に資するため、国立国会図書館に、納本制度審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、国立国会図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 納本制度等に関する重要事項
- 二 法第二十五条第三項に規定する代償金の額及び法第二十五条の四第四項に規定する金額に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、館長に意見を述べる
ことができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

(委員)

- 第四条** 委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 2 委員の委嘱期間は、二年とし、再委嘱されることを妨げない。ただし、補欠の委員の委嘱期間は、前委員の残存期間とする。

- 3 委員は、非常勤とする。

(会長)

- 第五条** 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。
- 4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第七条 審議会に、その所掌事務に係る事項のうち、第二条第一項第二号に掲げる事項を担当させるため、代償金部会(以下「部

会」という。)を置く。

2 部会に属すべき委員は、館長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(議事)

第九条 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会の議事に準用する。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、国立国会図書館収集書誌部において処理する。

(雑則)

第十一条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則 抄

1 この規程は、平成九年一月二十二日から施行する。

附 則 (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十五年七月一日)

納本制度審議会議事運営規則

(平成十一年六月七日制定)

改正 平成 十五年三月 十三日

同 二十一年十月 十三日

同 二十五年七月二十三日

(招集)

第一条 納本制度審議会(以下「審議会」という。)は、会長が招集する。

(議事)

第二条 会長は、審議会の議長となり、議事を整理する。

第三条 発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。
い。

第四条 動議は、賛成者がなければ議題とすることができない。

第五条 審議会は、議事に関し必要があると認めるときは、専門委員を審議会に出席させ、当該専門事項に関し意見を求めることができる。

(部会)

第六条 代償金部会(以下「部会」という。)は、部会長が招集する。

第七条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条第三項に規定する代償金の額及び同法第二十五条の四第四項に

規定する金額に関する事項については、会長は、これを部会に付託するものとする。

第八条 前条の場合においては、部会の議決をもって審議会の議決とする。ただし、会長が重要であると認めるときは、この限りでない。

第九条 部会長は、部会における調査審議の経過及び議決を次の審議会に報告するものとする。

(小委員会)

第十条 会長は、特定の事項を調査審議するため必要があると認めるときは、審議会に小委員会を置くことができる。

2 小委員会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 小委員会に小委員長を置き、その小委員会に属する委員のうちから、会長がこれを指名する。

第十一条 小委員会は、小委員長が招集する。

第十二条 小委員長は、小委員会における調査審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(準用)

第十三条 第二条から第四条までの規定は、部会及び小委員会の会議に準用する。

(議事録)

第十四条 会長は、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を調整する。

一 審議会の開催日時及び場所

二 出席した委員の氏名

三 議題

四 議事の概要

五 その他必要な事項

第十五条 議事録は、国立国会図書館収集書誌部収集・書誌調整課において作成する。

(議事録等の公開)

第十六条 議事録その他審議会の資料については、原則として、公開するものとする。

(雑則)

第十七条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他運営に
関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成十一年六月七日から施行する。

2 納本制度調査会議事運営規則(平成九年三月三日納本制度調査
会決定)は、廃止する。

国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館規程第一号)

(オンライン資料)

第一条 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十五条の四第一項に規定する館長が定めるものは、次に掲げるもの(機密扱いのもの及び書式、ひな形その他簡易なもの並びに次条に規定する方法により提供することができないものを除く。)とする。

一 公衆に利用可能とし、又は送信する際に、図書若しくは逐次刊行物の流通のために使用されるコード(特定の図書又は逐次刊行物を識別するための番号、記号その他の符号をいう。以下同じ。)又は当該コードに類するものであって館長が定めるものが付与されているもの

二 文字、図形等を結合し、閲覧、複製及び頒布に適した形で記録することを主な目的とする記録方式として館長が定めるものにより記録されているもの(目次、索引その他のこれに附帯するものを含む。)

(提供の方法)

第二条 法第二十五条の四第一項の規定により法第二十四条及び第

二十四条の二に規定する者以外の者が同項のオンライン資料(以下単に「オンライン資料」という。)を国立国会図書館に提供する場合は、次のいずれかの方法とする。

一 オンライン資料及び当該オンライン資料の題名、作成者その他のオンライン資料を識別するために必要な情報として館長が定めるもの(以下「メタデータ」という。)を、国立国会図書館が提供する送信用情報システムを利用して送信する方法

二 オンライン資料及び当該オンライン資料のメタデータを、館長が定める記録媒体に、館長が定める記録方式により記録し、郵送する方法

(収集目的の達成に支障がない場合)

第三条 法第二十五条の四第二項第三号に規定する館長が認めた場合は、次に掲げる場合とする。

一 オンライン資料が当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の事務に係る申込み、承諾等をし、又は受けることを目的とするものである場合

二 オンライン資料が前に納入された図書又は逐次刊行物と同一の版面で構成されるものであることにつき、当該オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者の申出を受け、館長が確認した場合

三 オンライン資料が長期間にわたり継続して公衆に利用可能とすることを目的としているものであって、かつ、特段の事情な

く消去されないと認められるものである場合

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続)

第四条 法第二十五条の四第四項に規定する金額は、館長が、納本制度審議会に諮問し、決定する。

(提供の免除)

第五条 オンライン資料のうち有償で公衆に利用可能とされ、又は送信されるもの及び国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第三十二号。以下「改正法」という。)附則第二条に規定する技術的制限手段が付されているものについては、当分の間、その提供を免ずる。

(公示)

第六条 館長は、第一条第一号のコード及び当該コードに類するもの、同条第二号の記録方式、第二条第一号の情報、同条第二号の記録媒体及び記録方式並びに第四条第一項の金額を定めたときは、官報により公示するものとする。

(委任)

第七条 この規程に定めるもののほか、オンライン資料の記録に關し必要な事項は、館長が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この規程は、改正法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二十五年七月一日

(法第二十五条の四第四項に規定する金額の決定手続に関する特

例)

2 この規程の施行後初めて、館長が法第二十五条の四第四項に規定する金額を決定する場合には、第四条の規定にかかわらず、納本制度審議会に諮問することを要しない。

国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する

金額等に関する件

(平成二十五年五月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正 平成二十六年六月 十八日国立国会図書館告示第一号

改正 同 二十七年六月 九日同 第一号

同 二十八年五月三十一日同 第二号

(国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額)

1 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)第二十五条の四第四項に規定する金額は、国立国会図書館法によるオンライン資料の記録に関する規程(平成二十五年国立国会図書館規程第一号。以下「規程」という。)第二条第一号に規定する方法による提供については零とし、同条第二号に規定する方法による提供については次に掲げる金額の合計額とする。

- 一 記録媒体の購入に要する金額 記録媒体一点につき八十八円
- 二 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額

(規程第一条第一号のコード)

2 規程第一条第一号のコードは、次のとおりとする。

- 一 工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)X〇三〇五で定める国際標準図書番号

二 日本工業規格X〇三〇六で定める国際標準逐次刊行物番号

三 国際標準化機構の規格第二六三二四号で定めるデジタルオブジェクトアイデンティファイアー

(規程第一条第二号の記録方式)

3 規程第一条第二号の記録方式は、次のとおりとする。

一 PDF方式

二 EPUB方式

三 DAISY方式

(規程第二条第一号の情報)

4 規程第二条第一号の情報は、次のとおりとする。

一 題名

二 作成者

三 出版者(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した者をいう。)

四 出版日(オンライン資料を公衆に利用可能とし、又は送信した日をいう。)

五 オンライン資料に複数の版が存在する場合は、版に関する情報

六 オンライン資料が規程第一条第一号に掲げるものである場合は、同号に規定するコードの情報

七 オンライン資料がハイパーテキストトランスファープロトコルにより公衆に利用可能とされた場合は、ユニフォームリソー

スロケータ―

(規程第二条第二号の記録媒体)

- 5 規程第二条第二号の記録媒体は、日本工業規格X六二四九に適合する直径百二十ミリメートルのディスクとする。

(規程第二条第二号の記録方式)

- 6 規程第二条第二号の記録方式は、ポリウム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇六、X〇六〇七又はX〇六〇九で定める方式とし、記録媒体への記録を完了した時には、日本工業規格X六二四九で定めるファイナライズの処理を行い、追記不可の状態とするものとする。

附 則

この告示は、平成二十五年七月一日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月十八日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十六年六月十八日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十六年六月十八日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十七年六月九日国立国会図書館告示第一号)

- 1 この告示は、平成二十七年六月九日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、平成二十

七年六月九日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

附 則 (平成二十八年五月三十一日国立国会図書館告示第二号)

- 1 この告示は、平成二十八年五月三十一日から施行する。
- 2 この告示による改正後の国立国会図書館法第二十五条の四第四項に規定する金額等に関する件第一項第一号の規定は、この告示の施行の日以後に受理した記録媒体について適用し、同日前に受理した記録媒体については、なお従前の例による。

国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する
出版物の代償金額に関する件

(昭和五十年一月三十日国立国会図書館告示第一号)

改正	昭和五十六年	十月二十七日	国立国会図書館告示第一号
	同	五十七年十二月二十八日	同
	同	五十七年十二月二十八日	同
	平成 十一年	三月二十四日	同
	同	十二年 九月二十七日	同
	同	二十三年 十月 十二日	同
			第三号
			第一号
			第四号
			第二号

1 国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額は、次の各号の区分に従い国立国会図書館の館長が定める金額（当該出版物の出版に通常要すべき費用が当該各号に定める最高の割合の金額を超えるもの、小売価格の表示のないものその他当該各号の規定と異なる取扱いを要すると認めるものについては、その都度納本制度審議会に諮って定める金額）に、当該出版物の納入に要する金額を加算した金額とする。

一 図書（点字版のものを除く）、蓄音機用レコード及びパッケージ系電子出版物（国立国会図書館法第二十四条第一項第九号に該当する出版物をいう。以下この号において同じ。）については、小売価格（パッケージ系電子出版物にあつては、電気通信回線に接続しない状態での使用に係る小売価格）の四割以上六割以下の金額。ただし、蓄音機用レコードについては、小

売価格の四割未満の金額とすることができる。

二 マイクロ写真資料については、小売価格の五割以上七割以下の金額

三 図書、雑誌、新聞その他の出版物で点字版のものについては、小売価格の四割以上八割以下の金額

四 前三号に規定する出版物を除き、雑誌、新聞その他の出版物については、小売価格の四割以上五割以下の金額

2 前項の規定により加算することのできる当該出版物の納入に要する金額は、次の各号に掲げるものとする。

一 送付に要する金額 郵送に要する最低の料金に相当する金額
二 納入の一括代行事務に要する金額 出版物一点につき百五十円以上百七十円以下の範囲内で館長が定める金額

3 前項第二号に規定する金額の加算は、出版物の納入事務を一括して代行する者として館長が指定するものに対して行う。

附 則

1 この告示は、昭和五十年一月三十日から施行する。

2 国立国会図書館法第二十五条の規定により納入する出版物の代償金額に関する件（昭和二十四年国立国会図書館告示第一号）は、廃止する。

附 則（昭和五十六年十月二十七日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、昭和五十六年十月二十七日から施行する。

附 則（昭和五十七年十二月二十八日国立国会図書館告示第三号）

この告示は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則（平成十一年三月二十四日国立国会図書館告示第一号）

この告示は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年九月二十七日国立国会図書館告示第四号）

この告示は、平成十二年十月一日から施行する。

附 則（平成二十三年十月十二日国立国会図書館告示第二号）

この告示は、平成二十三年十月十二日から施行する。